

令和4年度 第11回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年2月10日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び 宣 告	開 会	令和5年2月10日	午後1時30分	会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年2月10日	午後1時50分	会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 25名 欠席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	×
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樅木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	19番 宮原 久子 21番 竹下 正男					
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之 参事 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地の賃借料情報について 日程第5 報告第4号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第6 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地利用集積計画(第2回)の決定について 日程第8 議案第3号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼、着席下さい。ただいまから、令和4年度第11回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。皆さんこんにちは。梅の花もですね、ほころび始めまして、ようやく春かなと思っておりますけれども、気象予報では、来週がまた寒くなるということですので、体調管理には万全をよろしく願います。本日はですね、16番、中村好文委員より、欠席の旨の通知がありましたので御報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、19番、宮原久子委員。21番、竹下正男委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、2ページから4ページを御覧下さい。今回は17件の合意解約となっております。申請番号8番から9番は、所有権移転のため、10番から12番は、農地中間管理事業貸付けのため、13番から19番は、第三者貸付けのため、20番から23番は、経営規模縮小のため、24番は、自作のため、25番は耕作不能のためとなっております。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい。資料は、5ページを御覧下さい。今回は1件の届出が提出されております。詳細につきましては、開けていただいた6ページですが、令和4年12月1日現在の状況となっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地の賃借料情報について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地の賃借料情報の提供についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。年に1度の報告となりますが、8

ページを御覧下さい。令和4年1月から12月までに締結された貸借について、10アール当たりの賃借料を掲載しています。地目、田、各地区の平均額、前年からの増減額の順で報告いたします。まず、田ですが、上地区、2万2,100円。2,100円の増、昨年度と比較してですね。免田地区1万9,700円。2,300円の減。岡原地区1万9,700円。700円の増。須恵地区、1万8,200円、200円の増。深田地区、1万8,800円、200円の減。あさぎり町全体で見ますと、2万200円。200円の増となっています。畑の平均額につきましては、あさぎり町全体では8,000円。前年度と同額となっております。以上、報告いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、報告第4号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。9ページをお開き下さい。1件だけですが、申請番号4番。令和5年1月27日に県公告がされた、耕作者変更に伴う貸借の設定です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は10ページからになります。今回は1件の審議をお願いいたします。申請番号23番ですが、資料は11ページから18ページになります。譲渡人と譲受人は共に町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、台帳は田、現況は宅地、17ページの始末書のとおり、店舗の敷地になっていたことが判明したものです。転用面積は53平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による贈与で、無償譲渡となっています。転用の目的は宅地拡張です。14ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、宅地拡張への転用は可能です。16ページに事業計画書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第3班の現地調査がありましたので、申請番号23番の案件について、11番委員の濱田委員より報告をお願いします。

○11番委員（濱田 定武君） はい。それでは11番の濱田です。午前中現地調査を行いましたので御報告いたします。転用の内容につきましては事務局より説明のとおりでございます。場所につきましては14ページを御覧いただきたいと思っております。下のほうに深田小学校がありますけど、それから県道多良木相良線を北へ進みまして、ブルーティロードとの交差点で信号機がありますけども、そこから約150メートルほど右に行ったところの場所でございます。ちょうどブルーティロードの側でございますので、そこにあさぎり茶屋というのがあるわけでございますけども、その裏が今回の物件でございます。建築当時、

境界に誤差があったということで、その一部が農地にかかったものでございます。始末書もついておりますし、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号23番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号23番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号23番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第2号 農地利用集積計画（第2回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画（第2回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい、それでは説明いたします。資料は、20ページをお願いします。20ページの上段の44番から、ずっと飛びまして45ページまでですが、20ページの44番から25ページの94番までにつきましては、期間満了に伴う賃借権の再設定となります。46ページ上段の95番は、期間満了に伴う使用賃借権の再設定です。その下、96番から50ページ上段の103番までですが、新規の賃借権の設定となります。51ページの申請番号104番から、53ページ106番までは、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。54ページの107番から60ページの114番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。61ページを御覧下さい。今回は、3件あります。5番につきましては、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れするものです。6番、7番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。5番の買入れ価格40万円。6番の売渡し価格10万2,500円。7番の売渡し価格、52万7,609円。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。飛びまして66ページから69ページにかけまして、申請地位置図、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農用地利用集積計画（第2回）についての説明が終わりました。質問ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第2号、農用地利用集積計画（第2回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第3号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。それでは説明いたします。資料は64ページと65ページを御覧下さい。今回は1件の申出が提出されております。申請番号8番の経営面積は、約33アール。経営形態は、栗となっています。町のあっせん基準では、経営形態が新規就農者に分類され、新規農業者として認定を受けていること。及び、あっせん希望面積と合わせますと、名簿登録のための要件となる基準面積50アール以上の面積を経営されていることから、いずれも名簿への登録は適正と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） 補足です。通常は196アール以上なんですけど、新規就農者となるとあっせん基準がちょっと下がって、50アールという基準で見るので、これはいつもと違ういつも196アールなんですけど、基準が下がる。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいでしょうか。質問ありませんか。

○13番委員（恒松 純生君） 経営面積は、33アール、50アール以上はないですけど。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） あっせん希望の購入、今後買われる面積と合わせると、超えるという意味です。今は、はい33で。頑張ってくださいという意味も含めた、低めの設定です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 19番 宮原 久子

あさぎり町農業委員会 署名委員 21番 竹下 正男